



# 鳥取県公報

令和8年3月24日（火）  
号外第18号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（1）（給与課）・・・2
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（2）（〃）・・・・・・・・・・・・・・3
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（3）（〃）・・・・・・・・・・・・5

# 人 事 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

## 鳥取県人事委員会規則第1号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通信指令手当) 第3条 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察本部生活安全部 <u>地域課</u> に勤務する職員とする。	(通信指令手当) 第3条 条例第12条第1項の人事委員会規則で定める職員は、警察本部生活安全部 <u>通信指令課</u> に勤務する職員とする。

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

**鳥取県人事委員会規則第2号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
略				略			
警察	警察本部	略	3種	警察	警察本部	略	3種
		課長 被害者支援官 監査官 物品契約官 <u>人材戦略官</u> 企画官  監察官 <u>人身安全対策官</u> <u>組織犯罪対策官</u> <u>交通規制官</u> <u>航空官</u> 所長 隊長（捜査第二課の隊長を除く。）  室長 センター長 場長 広報官 首席師範  管理官（人事委員会 が承認したものに 限る。）				課長 被害者支援官 監査官 物品契約官  企画官 <u>安全衛生官</u> 監察官  隊長（捜査第二課の隊長を除く。） 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 <u>人身安全対策官</u> <u>組織犯罪対策官</u> <u>交通規制官</u> 管理官（人事委員会 が承認したものに 限る。）	
		略				略	
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第3号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）									
組織										組織									
職務の級										職務の級									
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
略										略									
警察	警察	略								警察	警察	略							
本部	警察本部共通 (警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない)	運転免許試験員 保健師 心理カウンセラー 航空整備士	運転免許試験員 保健師 心理カウンセラー 航空整備士	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 補佐 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 交通規制官 航空官 室長センター長 場長 管理官	被害者 支援官 監査官 物品契約官	参事監		本部	警察本部共通 (警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない)	運転免許試験員 保健師 心理カウンセラー 航空整備士	運転免許試験員 保健師 心理カウンセラー 航空整備士	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	次席 課長補佐 室長補佐 隊長補佐	課長 補佐 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 交通規制官 航空官 室長センター長 場長 管理官	被害者 支援官 監査官 物品契約官	参事監	
略										略									
備考 略										備考 略									
別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）									
組織										組織									
職務の級										職務の級									
1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
略										略									
警察	警察	略								警察	警察	略							
本部	警察本部共通 (警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない)	隊員 分隊長 小隊長 分隊長 師範	隊員 分隊長 小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範 検視官 分駐隊長	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範 検視官 分駐隊長	課長 補佐 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 監官 警察官 人身安全対策官 組織犯罪対策官 交通規制官 航空官 所長 隊長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 上席検視官 管理官	被害者 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 監官	参事官 総括参事官 地域統括参事官	部長	本部	警察本部共通 (警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない)	隊員 分隊長 小隊長 分隊長 師範	隊員 分隊長 小隊長 分隊長 師範	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範 検視官 分駐隊長	次席 副隊長 指導官 通信指令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範 検視官 分駐隊長	課長 補佐 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 監官 警察官 人身安全対策官 組織犯罪対策官 交通規制官 航空官 所長 隊長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 上席検視官 管理官	被害者 支援官 監査官 物品契約官 人材戦略官 監官	参事官 総括参事官 地域統括参事官	部長
略										略									
備考 略										備考 略									

附 則

この規則は、令和8年3月27日から施行する。